

ソフトウェア使用許諾契約書 別紙（使用許諾の範囲）

使用許諾の範囲

- 1．ISM Log (操作ログ収集機能) (以下「本ソフトウェア」といいます) は、以下の条件に従い使用することができます。
 - (1) 本ソフトウェアを『ライセンス証書』記載のライセンス数の台数の「クライアント」にのみ使用すること。尚、「クライアント」とは、ISM CloudOne の DB サーバーに、そのインベントリ情報が収納されたコンピューターを指します。
- 2．但し、次の事項に従うものとします。
 - (1) 特定のコンピューターのインベントリ情報を一旦 DB サーバーに収納すると、1ライセンスの使用としてカウントされ、当該コンピューターは本ソフトウェアを使用できる「クライアント」の台数にカウントされます。現存するコンピューターの当該インベントリ情報を削除した場合にも、当該ライセンスを他の同時に現存する「クライアント」用に流用して、本ソフトウェアをその「クライアント」に使用することはできません。ただし、本ソフトウェアを使用している「クライアント」が、廃棄等の事情により使用されなくなった場合には、その「クライアント」に使用していたライセンスを新規の別のコンピューターに使用して、本ソフトウェアを使用することができます。
 - (2) DB サーバー以外のサーバーとして機能しているコンピューターであっても、そのインベントリ情報を収納した場合には、「クライアント」としての1ライセンスの使用として、本ソフトウェアを使用できる「クライアント」の台数にカウントされます。
 - (3) 同一の「クライアント」が複数の OS をインストールして使用している場合には、当該 OS ごとに1ライセンスを使用する複数の「クライアント」としてカウントされます。

以 上